令和８年（フ）第１６６４号
福岡県大野城市大城４丁目19番２号　305号
債務者　斎藤　悠月
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６６５号
福岡市中央区荒戸１丁目８番13号　荒戸池見ビル403号
債務者　中牟田由美
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６７５号
福岡市南区井尻４丁目10番24―302号　ヴェルドミール井尻
債務者　河野ヤス子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６８３号
福岡県福津市福間南１丁目９番13―201号
債務者　齋藤　　恵
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７１２号
福岡市博多区博多駅南３丁目15番１号　セレス駅南805号
債務者　山田　優子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５２号
福岡県八女市本村536番地５　住宅型有料老人ホームサクラ八女206号
債務者　井上　郭美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第５３号
福岡県八女市津江499番地９　ひまわり園301号、前住所福岡県八女市黒木町大淵4696番地
債務者　梶田　知美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第８１０号
仙台市泉区泉ケ丘５丁目16番32号　第１コーポしかま203
債務者　白澤知佳子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８３１号
仙台市太白区西中田６丁目17番６号　サンライフ南仙台102、従前の住所仙台市青葉区木町通２丁目４番36―202号
債務者　三上　義明
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９１６号
仙台市泉区市名坂字東裏108番地　メゾン・ド・オリザ407
債務者　高橋　真弓
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９３０号
仙台市泉区館７丁目201番地の５　グループホーム　アール・ド・ヴィーヴルやかた、従前の住所仙台市宮城野区原町１丁目１番28号クレージェ原町208
債務者　堀　　三男
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９３６号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅７棟205
債務者　大内三千代
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１９号
宮城県気仙沼市唐桑町明戸291番地31　市営宿明戸住宅110
債務者　馬場　徳治
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第２０号
宮城県気仙沼市南郷25番地１　市営南郷住宅１―1003
債務者　岩倉　卓子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第２２２号
茨城県土浦市大畑1510番地156
債務者　渋谷　　透
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第５３３号
栃木県宇都宮市今宮１丁目10番23号　フレマリール今宮Ｂ202、前住所埼玉県川口市芝塚原１丁目12番22号　ラ・メゾンＡＢＡＣＡＡ302号
債務者　三浦　真奈
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係